第四十四規則　積付け

（総則）

(1)　暴露甲板であって貨物が積み付けられるものの開口は、確実に閉鎖し、かつ、バッテンによって締め付けなければならない。

(2)　甲板積み木材貨物は、少なくとも、積付けに利用することができる長さの全体、すなわち、船楼間のウェルの全長にわたって積み付けなければならない。

後端の境界となる船楼がない場合には、木材は、少なくとも最後部のハッチの後端まで積み付けなければならない。

甲板積み木材貨物は、横方向にできる限り船側の近くまで積み付けなければならない。ただし、船側に生ずるすき間が幅の平均の四パーセントを超えないことを条件として、ガード・レール、ブルワーク・ステー、支柱、水先人用出入口その他の障害物のための余裕をとるものとする。木材は、少なくとも低船尾楼以外の船楼の標準の高さまで、できる限り固く積み付けなければならない。

(3)　冬期に季節冬期帯域内にある船舶にあっては、暴露甲板上の甲板積み貨物の高さは、船舶の最大幅の三分の一を超えてはならない。

(4)　甲板積み木材貨物は、緊密に積み付け、縛り、かつ、定着しなければならない。甲板積み木材貨物は、いかなる場合にも、船舶の航行及び必要な作業を妨げてはならない。

（支柱）

(5)　木材の性質により支柱を必要とする場合には、支柱は、船舶の幅を考慮して十分な強さのものでなければならない。ただし、支柱の強さは、ブルワークの強さを超えてはならない。支柱の間隔は、積載する木材の長さ及び性質に応じて適当なものでなければならず、かつ、三メートルを超えてはならない。支柱を定着するためには、堅固な山形材、金属製の受け口又は同等に効果的な装置を備えなければならない。

（ラッシング）

(6)　甲板積み木材貨物は、積載する木材の性質に応じて主管庁の認めるラッシング装置により、その全長にわたって効果的に定着しなければならない。（注）

注　機関が決議A七一五（一七）として採択し甲板積み木材貨物を運送する船舶に関する安全基準を参照すること。

（復原性）

(7)　水分の吸収、着氷その他による重量の増加を必要があるときは考慮し、並びに燃料及び貯蔵品の消費その他による重量の減少を考慮して、航海のあらゆる段階において復原性に十分な余裕を持たせておかなければならない。

（船員の保護、機関区域への通路等）

(8)　第二十五規則(5)の要件のほか、三百五十ミリメートル以下の上下間隔で配置したガード・レール又は保護索を甲板積み貨物の両側に貨物の上方少なくとも一メートルの高さまで設けなければならない。

さらに、船舶の中心線のできる限り近くにも保護索を設ける。この保護索については、調整ねじにより張ったワイヤ・ロープであることが望ましい。全てのガード・レール及び保護索の支柱については、過度のたわみを防ぐような間隔で配置しなければならない。貨物が平たんでない場合には、安全に歩行することのできる幅六百ミリメートル以上の面を貨物上に設け、保護索の下又は近くに効果的に定着しなければならない。

(9)　(8)の要件が実行不可能な場合には、主管庁が認める代替措置をとらなければならない。

（操舵設備）

⑽　操舵設備は、貨物により損傷されないように有効に保護しなければならず、かつ、実行可能な限り、近づくことができるものでなければならない。主操舵装置の故障のときも操舵することができるように、効果的な設備を施さなければならない。

第四十五規則　フリーボードの計算

(1)　夏期最小フリーボードは、第二十七規則(5)及び(6)、第二十七規則⑭、第二十八規則から第三十二規則まで、第三十七規則並びに第三十八規則の規定に従って計算する。この場合には、第三十七規則の百分率に代わる次の百分率を用いる。

表45．1

全ての型式の船楼に関する控除の百分率	船舶の有効長さの合計									
	0	0.1L	0.2L	0.3L	0.4L	0.5L	0.6L	0.7L	0.8L	0.9L	1.0L
20	31	42	53	64	70	76	82	88	94	100	

中間の船楼の長さに対応する百分率は、一次補間法によって求めるものとする。

(2)　冬期木材フリーボードは、夏期木材フリーボードに夏期木材型喫水の三十六分の一を加えたものとする。

(3)　冬期北大西洋木材フリーボードは、第四十規則(6)に規定する冬期北大西洋フリーボードと同一のものとする。

(4)　熱帯木材フリーボードは、夏期木材フリーボードから夏期木材型喫水の四十八分の一を控除したものとする。

(5)　淡水木材フリーボードは、夏期木材満載喫水線を基礎として、第四十規則(7)の規定又はキールの上面から夏期木材満載喫水線まで測った夏期木材喫水を基礎として、第四十規則(8)の規定に従って計算するものとする。

(6)　木材フリーボードは、当該木材フリーボードがB型船舶に対する通常のフリーボードを基礎として計算される場合には、フリーボードを減少したB型船舶に対して指定することができる。

(7)　冬期木材標識又は冬期北大西洋木材標識は、計算された冬期木材標識及び計算された冬期北大西洋木材標識がフリーボードを減少したB型船舶の冬期標識の下方にある場合には、フリーボードを減少したB型船舶の冬期標識と同じ位置に置くものとする。

二　附属書Ⅱ中、第四十九規則7(b)を次のように改める。（平成十七年一月一日効力発生）

(b)　次の線によって限られる区域

北及び東は、熱帯域の南方限界

南は、オーストラリアの東岸から西経百五十四度までの南緯二十四度の緯度線、そこから南回帰線までの東経百五十四度の子午線、そこから西経百五十度までの南回帰線、そこから南緯二十度までの西経百五十度の子午線及びそこから南緯二十度の緯度線と熱帯域の南方限界との交点までの南緯二十度の緯度線

西は、熱帯域に含まれるグレート・バリアー・リーフの内側の区域の限界線及びオーストラリアの東岸

季節期間

熱帯　四月一日から十一月三十日まで

夏期　十二月一日から三月三十一日まで

三　附属書Ⅲの証書を次のように改める。（平成十七年七月十日効力発生）

1　国際満載喫水線証書中、「この証書は、……まで効力を有する。」の次に、次のように加える。

この証書の根拠となる検査が完了した日……

2　国際満載喫水線免除証書中、「この証書は、……まで効力を有する。」の次に、次のように加える。

この証書の根拠となる検査が完了した日……